

# 使用前事業者検査完了から使用前確認までに 発生する作業に対する考え方

**TEPCO**

---

柏崎刈羽原子力発電所  
2022年10月17日

- フィルタベント（以下、FV）ドレンポンプは使用前事業者検査（以下、使事検）完了後、雨水侵入による不具合が発生し、腐食の発生した構成品を取替えたうえで復旧した。
- 当該作業は一度設工認への適合性を確認した設備の保守に係る作業であり、使用前事業者検査マニュアルに従い、使事検の再実施対象外と判断した。
- しかしながら、使用前確認を受ける前に使事検完了時の状態から変更となることから、改めて使事検完了後から使用前確認を受けるまでに発生する作業に対する使事検要否の考え方を整理する。

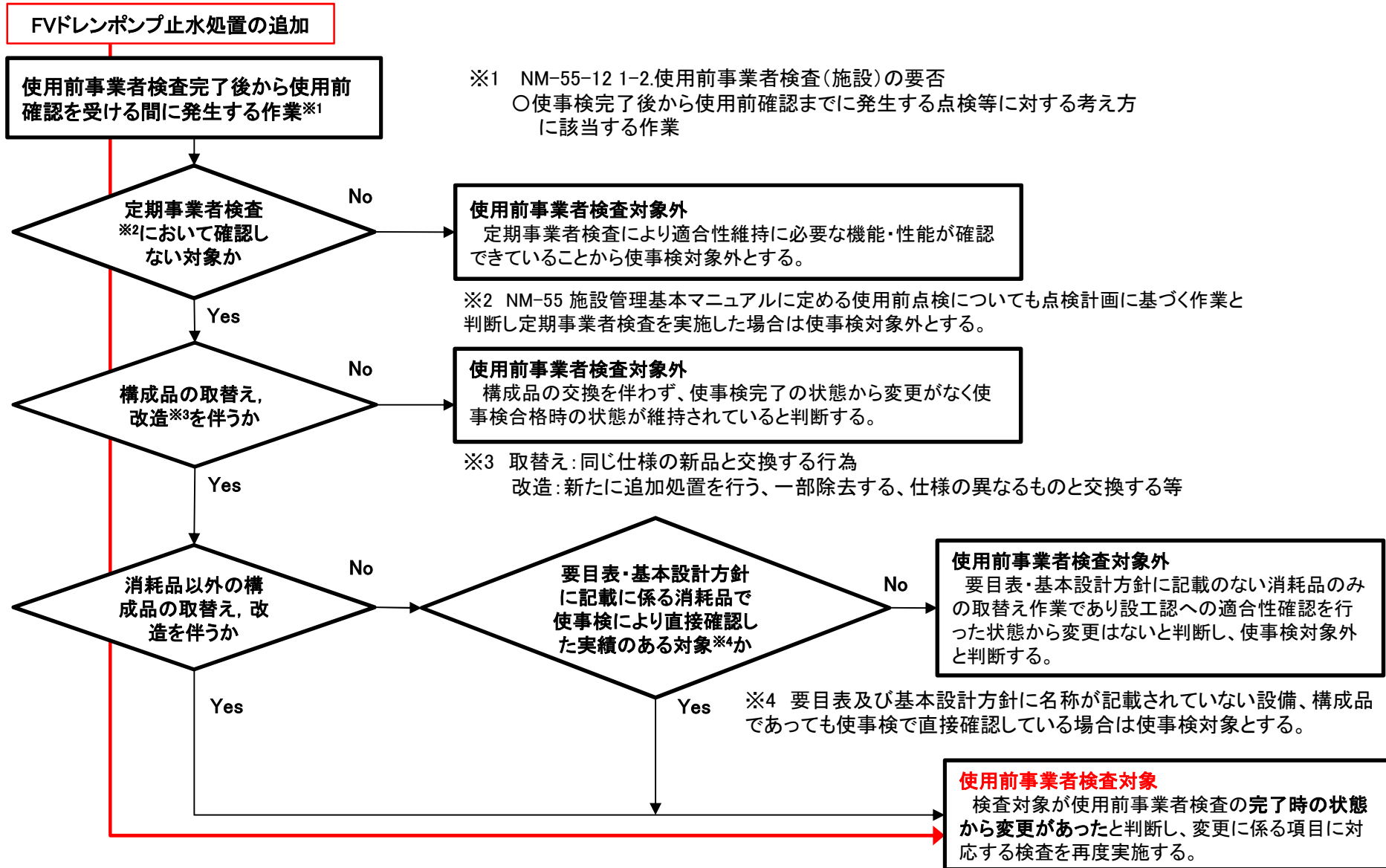
## FVドレンポンプ雨水侵入事象の時系列

- |         |   |
|---------|---|
| 2020.9  | 電路施工実施とともにFVドレンポンプ電動機の止水対策として養生を実施          |
| 2020.12 | 電路施工完了，使事検実施可能と判断                           |
| 2021.1  | FVドレンポンプ1号および2号使事検実施                        |
| 2022.5  | ポンプ電動機用端子箱を開放したところ、雨水侵入を確認                  |
| 2022.7  | 修理のためポンプを取り外し工場へ発送、端子基盤取替えおよび止水処置の追加を実施し、復旧 |
| 2022.8  | チーム検査にて、本事案の使事検再実施の要否について確認                 |

## 2. 使用前事業者検査完了から使用前確認までに発生する作業に対する考え方

- 使事検完了から使用前確認が長期にわたる場合、以下の作業が発生する可能性があり、それぞれの場合について使事検判断要否の考え方を整理する。
  - ✓ 保全計画に従う点検（特別な点検計画を含む）
  - ✓ 施設管理基本マニュアルに定める使用前点検
  - ✓ 不具合対応による修理、他事象からの水平展開
  
- 上記の作業の結果「使事検を完了した状態から変更が生じたか」に着目して使事検の再実施が必要かを整理する。
  - ✓ **上記作業とともに定期事業者検査が実施されている場合**、使事検にて適合性を確認した機能について、使事検完了時の状態が維持されていることから、再実施は不要と判断する。
  - ✓ 上記作業のうち**消耗品の取替えのみを行う作業**の場合は状態の変更にはあたらず使事検の再実施は不要と判断する。
  - ✓ 不具合対応のうち、計器の再校正など**構成品の取替えや改造を伴わない作業**については使事検の再実施は不要と判断する。
  
- 消耗品の考え方  
ガスケット、パッキン、潤滑油のように、分解のたびに新品に取り替える構成品のことであり、以下の考え方に該当するもの。
  - ✓ 設計時に取替を前提とするもの
  - ✓ 機器分解点検等に伴い必然的に交換されるもの

### 3. 使用前確認までに発生する作業に対する検査要否判断フロー



- ※1 NM-55-12 1-2.使用前事業者検査(施設)の要否  
○使事検完了後から使用前確認までに発生する点検等に対する考え方 に該当する作業
- ※2 使用前点検も点検計画に基づく作業と判断し、定期事業者検査を実施した場合は使事検対象外とする。  
Yesの例  
・工事干渉等により一時撤去したものの復旧作業(止水堰の一時撤去、復旧等)  
・CR発生に伴う点検・修理(FV系ドレン移送ポンプの端子箱シャフト材料変更等)
- Noの例 (使事検不要)  
・点検計画に基づく定例点検  
・NM-55 施設管理基本マニュアルに定める使用前点検(中央制御室陽圧化空調のフィルタの取替作業等)
- ※3 取替え: 同じ仕様の新品と交換する行為  
改造: 新たに追加処置を行う、一部除去する、仕様の異なるものと交換するなど状態を変える行為
- ※4 要目表及び基本設計方針に名称が記載されていない設備、構成品であっても使事検で直接確認している場合は使事検対象とする。  
Yesの例  
・要目表記載設備の交換作業(中央制御室陽圧化空調のフィルタの取替作業等)
- Noの例  
・分解点検に伴い必然的に交換されるもの(パッキン、ガスケット等)の取替作業等